

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【公表番号】特表2018-523675(P2018-523675A)

【公表日】平成30年8月23日(2018.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2018-032

【出願番号】特願2018-507672(P2018-507672)

【国際特許分類】

C 07 D 498/04 (2006.01)

A 61 K 31/5383 (2006.01)

C 07 D 519/00 (2006.01)

A 61 K 31/542 (2006.01)

C 07 D 513/04 (2006.01)

A 61 K 9/127 (2006.01)

A 61 K 9/72 (2006.01)

A 61 P 31/04 (2006.01)

【F I】

C 07 D 498/04 1 1 2 T

C 07 D 498/04 C S P

A 61 K 31/5383

C 07 D 519/00 3 0 1

A 61 K 31/542

C 07 D 513/04 3 8 1

A 61 K 9/127

A 61 K 9/72

A 61 P 31/04

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

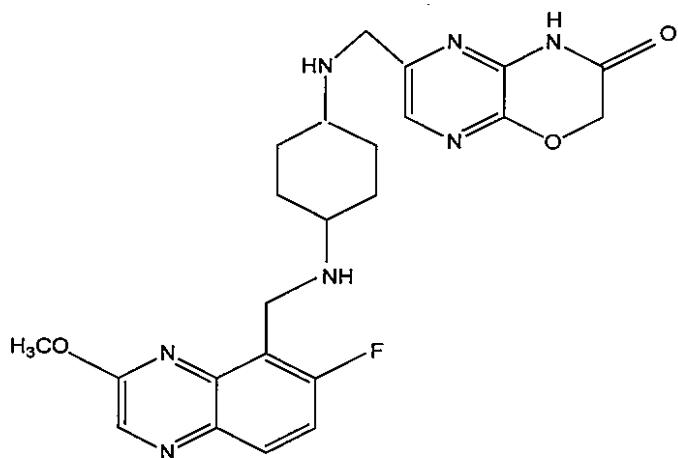
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記式の化合物又は薬学的に許容されるその塩。

【化1】



【請求項1】

塩酸塩の形態で存在する、請求項1に記載の化合物又は薬学的に許容されるその塩。

【請求項2】

請求項1に記載の化合物又は薬学的に許容されるその塩、及び薬学的に許容される担体を含む、医薬製剤。

【請求項3】

リポソーム製剤として存在する、請求項3に記載の医薬製剤。

【請求項4】

細菌感染症を治療するための、請求項3又は4に記載の医薬製剤。

【請求項5】

細菌感染症が尿路感染症である、請求項5に記載の医薬製剤。

【請求項6】

細菌感染症がインフルエンザである、請求項6に記載の医薬製剤。

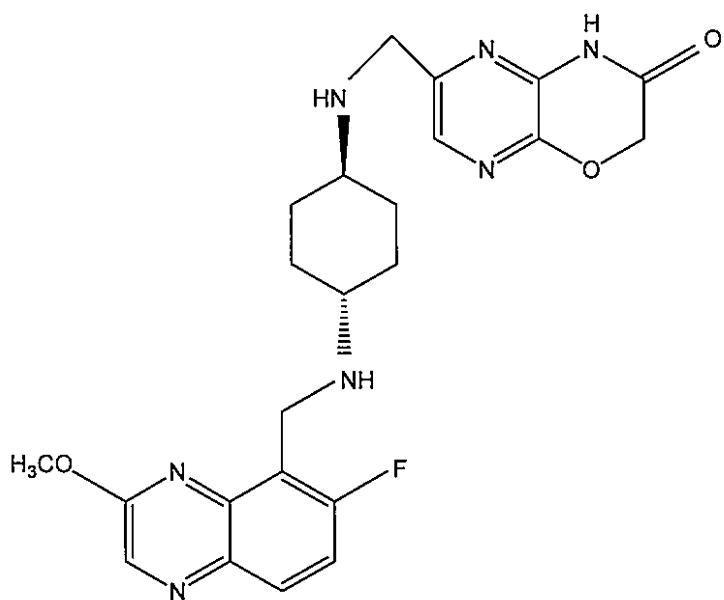
【請求項7】

細菌感染症が、インフルエンザ菌(*Haemophilus influenzae*)、モラクセラ・カタラーリス(*Moraxella catarrhalis*)、アシнетバクター・バウマニ(*Acinetobacter baumannii*)、大腸菌(*Escherichia coli*)、緑膿菌(*Pseudomonas aeruginosa*)、プロテウス・ミラビルス(*Proteus mirabilis*)、レジオネラ・ニューモフィラ(*Legionella pneumophila*)、エンテロバクター・クロアカ(*Enterobacter cloacae*)、エンテロバクター・アエロゲネス(*Enterobacter aerogenes*)、肺炎桿菌(*Klebsiella pneumoniae*)、ステノトロフォモナス・マルトフィリア(*Stenotrophomonas maltophilia*)、サイトロバクター属の種(*Citrobacter spp.*)、バークホルデリア・セパシア(*Burkholderia cepacia*)、セラチア・マルセセンス(*Serratia marcescens*)、プロビデンシア・レットゲリ(*Providencia rettgeri*)、黄色ブドウ球菌(*Staphylococcus aureus*)、肺炎レンサ球菌(*Streptococcus pneumoniae*)、化膿レンサ球菌(*Streptococcus pyogenes*)、エンテロコッカス・フェカリス(*Enterococcus faecalis*)、ストレプトコッカス・アガラクティアエ(*Streptococcus agalactiae*)、エンテロコッカス・フェシウム(*Enterococcus faecium*)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRS A)、バクテロイデス・フラギリス(*Bacteroides fragilis*)、B.カカエ(*B. caccae*)、B.オバタス(*B. ovatus*)及びB.テタイオタミクロン(*B. thetaiotamicron*)からなる群から選択される1種以上の生物体により引き起こされるものである、請求項5に記載の医薬製剤。

【請求項8】

下記式の化合物又は薬学的に許容されるその塩。

【化2】



【請求項9】

請求項8に記載の化合物又は薬学的に許容されるその塩、及び薬学的に許容される担体を含む、医薬製剤。

【請求項10】

リポソーム製剤として存在する、請求項9に記載の医薬製剤。

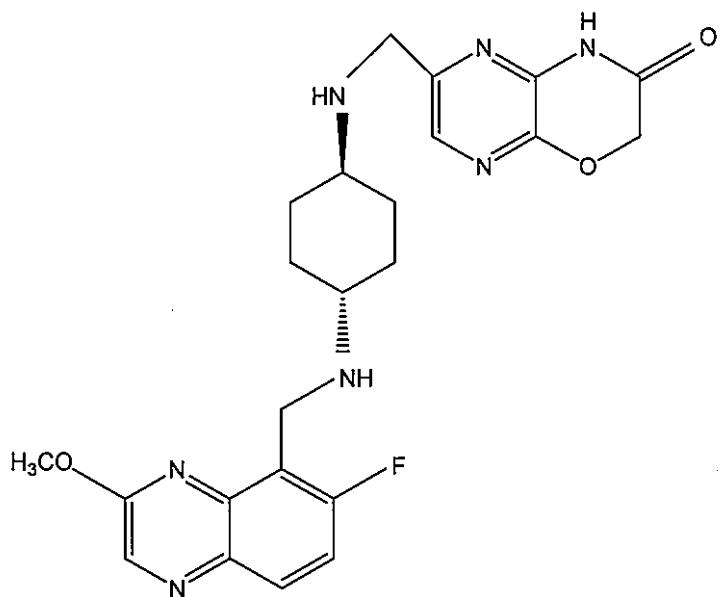
【請求項11】

細菌感染症を治療するための、請求項9又は10に記載の医薬製剤。

【請求項12】

塩酸塩として存在する、下記式の化合物。

【化3】



【請求項13】

請求項 1 2 に記載の化合物の塩酸塩、及び薬学的に許容される担体を含む、医薬製剤。

【請求項 1 4】

リポソーム製剤として存在する、請求項 1 3 に記載の医薬製剤。

【請求項 1 5】

細菌感染症を治療するための、請求項 1 3 又は 1 4 に記載の医薬製剤。

【請求項 1 6】

細菌感染症が尿路感染症である、請求項 1 5 に記載の医薬製剤。

【請求項 1 7】

細菌感染症が、インフルエンザ菌、モラクセラ・カタラーリス、アシネットバクター・パウマニ、大腸菌、緑膿菌、プロテウス・ミラビリス、レジオネラ・ニューモフィラ、エンテロバクター・クロアカ、エンテロバクター・アエロゲネス、肺炎桿菌、ステノトロフォモナス・マルトフィリア、サイトロバクター属の種、バークホルデリア・セパシア、セラチア・マルセッセンス、プロビデンシア・レットグリ、黄色ブドウ球菌、肺炎レンサ球菌、化膿レンサ球菌、エンテロコッカス・フェカリス、ストレプトコッカス・アガラクティアエ、エンテロコッカス・フェシウム、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、バクテロイデス・フラギリス、B.カカエ、B.オバタス及びB.テタイオタミクロンからなる群から選択される 1 種以上の生物体により引き起こされるものである、請求項 1 5 に記載の医薬製剤。